

# 通常国会で民法改正実現を！

## 院内集会アピール

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃などを盛り込んだ民法改正は、法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年に答申したにもかかわらず、政府から法案が提出されないまま13年以上が過ぎました。

97年以降、自民党を除く各党が議員立法として法案を提出していますが、継続、廃案を繰り返し、現在にいたるまで法改正は実現していません。

今や夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけ、婚外子相続差別を法律で規定しているのも日本とフィリピンだけといわれています。2006年に内閣府が行った夫婦別姓に関する調査では、60歳未満の各年齢層で、男女とも賛成が反対を上回りました。また、国連女性差別撤廃委員会や規約人権委員会などが、法改正を行わない日本政府に対して度々厳しい勧告を行っています。

2003年3月の婚外子相続差別裁判の判決では、当時の裁判長が「規定は違憲の疑いが濃く、相続分を同等化する法改正が速やかになされることを強く期待する」と立法府に法改正を託す補足意見を述べています。しかし、国会質疑では、婚外子相続差別撤廃の議論はほとんど行われていません。

このように、実際には法改正を望む声が高いにもかかわらず、立法府において法改正の議論がなされていないことを、私たちは深く憂慮しています。

一方で、関係閣僚から法改正に積極的な発言が報じられるなど、法改正への期待がこれまでに高まっています。私たちは、この集会の参加者の総意として、来年の通常国会で民法改正が実現するよう要望いたします。

2009年11月11日集会参加者一同